

水源林及び山村(特定中山間)の整備のあり方 に関する検討会報告の概要

- ・森林・林業・山村の現状
- ・森林整備・林業活性化・山村振興への取組をめぐる状況
- ・今後の公団事業のあり方についての検討方向

1．検討の視点

今後、新たな森林・林業・山村基本政策の方向等に即して、21世紀における安全で快適な国民生活を実現する上で欠くことのできない「森林環境・国土環境の整備」に貢献するという観点から事業を実施。

高度な技術者集団として蓄積してきた奥地での造林や林道整備等の技術・情報等を活用して、山村の振興に貢献。

公共事業見直し、特殊法人改革、財投改革等に対応して、費用対効果分析の徹底、事業工期の短縮、事業コスト・管理経費の縮減、経営情報の公開等に努力。

2．水源林の整備について

林業の採算性の悪化等によって林家の経営意欲が減退し森林の整備・管理が十分に行われにくい状況の中、水源かん養保安林等公益性の高い奥地水源林に関し、公団が分収造林契約によって森林を整備する手法は、引き続きその役割を果たしていくべき。

今後の公団による水源林の整備のあり方については、公団事業への地元関係者の期待の高まり、「新たな林政の展開方向」、経済情勢の変化、特殊法人改革に関する累次の閣議決定及び財投改革の趣旨等を踏まえ、検討していくことが必要。

新植事業については、ダム上流等の重要な水源地域を中心に引き続き実施。森林の公益的機能の発揮を一層重視する観点から、広葉樹等を活用して針葉樹等の植栽木と一体的に育成する事業や複層林施業等多様な施業方法を積極的に取り入れていくべき。

今後伐期を迎えてくる42万haの公団造林地について、森林の公益的機能発揮の要請の高まり、新たな林政基本政策における長期育成循環施業への誘導の方針等を踏まえ、長伐期の小面積分散型伐採や複層林化、広葉樹導入等地域の実情に応じた森林施業方式への誘導に努めることが必要。

特定中山間保全整備事業の中で新たに実施される分収育林事業の内容、実施体制等について早急に検討し、その推進に努めるべき。

奥地水源地域を全体として適切に保全管理していくため、公団は造林地のデータベースの共有化等を通じて地元地方公共団体と有機的に連携していくべき。

3．林道の整備について

大規模林道事業は、森林の有する多様な機能の発揮に対する国民の要請の強まり等の中、木材生産だけでなく、森林環境の整備、森林の総合的利用を図るための交通手段、ライフラインとしての役割など山村生活を維持していく上で引き続き重要な役割を果たしていくべき。

各地域から事業推進に対する期待、事業効果の早期発現への要望等が寄せられており、森林・林業・山村をめぐる情勢の変化、関連する公道等の整備状況、事業の費用対効果分析、自然環境保全への配慮等を踏まえた、大規模林道の効率的、効果的な整備のあり方、線形、規格、工法等について検討していくべき。また、公共事業の重点化、コスト縮減が要請されている中、工区の分割、計画的な集中投資等によって事業の着工路線の早期完成に取り組んでいくべき。

自然と共生可能な林道整備を進める観点から、引き続き、環境保全に配慮した路線、工法の選定、猛禽類保護に関するモニタリング調査等を適切に実施していくべき。

低金利状況、特殊法人改革及び財投改革等に対応して事業の計画的、安定的な実施を確保する観点から、林道勘定における財務のあり方について見直すことが必要。

4．特定中山間保全整備について

特定中山間における水源林整備と農用地整備、耕作放棄地の林地転換、農林業の振興のための農林業用道路など、特定中山間の存立基盤を総合的に保全・整備する農林一体事業が始まったことは意義があり、今後の事業展開に期待。

事業の重点的、効率的な推進によって事業効果の早期発現に努めるべき。地域の実情に即して事業効果をより発現していくため、水源林整備に関する上流と下流との連携等のソフト事業、林業経営の合理化を促進する事業や中山間地域の生活環境を整備するための事業等他の仕組みと連携し、総合的に取り組むことが重要。

先導的に本事業を実施する地区に係る事業計画、施工技術、事業効果等の情報を公表し、後続地区での円滑な事業推進や事業実施地区の周辺市町村への事業効果の波及に努めるべき。

公団は、森林整備と農用地整備に関する高度な技術（山間地での自然環境保全に配慮した林道の設計・施工、圃場整備、換地等）情報等を活用しつつ、都道府県、市町村、森林組合、農協、土地改良区等と連携して取り組んでいくべき。

国、公団、都道府県、市町村、団体（森林組合、農協、土地改良区等）の各段階において、意思疎通、調整を図るため、本事業の推進体制を確立し、充実させていくべき。